

総務委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

(4) 中央卸売市場北部市場の機能更新に向けた検討について

資料 1 中央卸売市場北部市場の機能更新に向けた検討について

資料 2 川崎市中央卸売市場北部市場機能更新（再整備）について
（地域自治会等への説明資料）

経済労働局

令和4年9月1日

1 機能更新検討のきっかけ

- (1) 北部市場は、交通利便性及び消費地との近接性を活かし、市民に生鮮食料品等を安定的に供給する「食の流通拠点」として、昭和57年に宮前区水沢に開場したもの。
- (2) 開場から40年が経過し、**社会経済環境の変化や施設老朽化への対応等が必要**となったことから、平成28年2月に卸売市場の位置づけ・役割、機能強化の方向、市場の設備、市場運営のあり方等について定める「**川崎市卸売市場経営プラン（以下、「経営プラン」という。）**」を策定し、令和元年6月には、卸売市場法の改正を踏まえた改訂を行った。
- (3) 経営プランに基づく**機能更新にあたっては、「市場会計の健全化等を目的に可能な限り民間活用による整備を検討すること」、「市の公共施設長寿命化方針を踏まえつつ、全体的な機能更新^(※)に向けて最も効率的・効果的な整備手法を検討していくこと**とした。
- (4) 令和4年度中の「北部市場機能更新に係る基本計画」の策定を目指し、場内事業者との意見調整等を実施してきたところである。
(※) 機能更新とは…卸売市場全体の機能を更新すること。北部市場は、主要施設の著しい老朽化により、設備機器類の不具合が増加傾向にあるため、部分的な修繕ではない全体的な機能の更新を行う。

2 「川崎市卸売市場経営プラン改訂版」(R1.6) について

(1) 経営プランの目的

社会経済環境の変化に応じて将来的に機能を維持し、持続させるための方針及び方向性として、開設者と市場関係者が一体となって卸売市場の位置づけ・役割、機能強化の方向、市場の設備、市場運営のあり方等を明確にするもの

(2) 目標年次

平成28年(2016)年度から令和7(2025)年度までの概ね10年間

(3) 市場の必要性の整理

- ア 商取引の変化や情報通信技術の発達により、食品取引の形態が変化したとしても「大量の食品を集荷して分荷する」という物流拠点機能は将来に亘り不変
- イ 本市市場においては、154万人の食を支える社会インフラ及び災害時のライフラインとしての役割を担っており、一定の公共関与の下、将来に亘る確実な機能維持が必要

(4) 本市卸売市場の将来像

- ア 最大限民間活力の導入を図りながら最小限の公の経費負担により、安全安心な生鮮食料品を市民に安定的に供給し続けている
- イ 首都圏全体の生活を支えるインフラとして、近隣都市と連携しながら一定の公共関与の下に運営がなされている
- ウ 災害時の災害対応拠点としても機能し続け、安全安心な市民生活を支えている

(5) 北部市場のビジョン

「首都圏における広域的食品流通の拠点」
(4つの「施策の方向性」、7つの「基本目標」、20の「基本施策」)

(6) 計画的な施設整備の推進

プラン推進のため、民間活用も含め最も効率的・効果的な整備手法を検討していく

3 北部市場の現況（令和4年9月1日現在）

名 称	川崎市中央卸売市場北部市場
所 在 地	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号
最 寄 駅	東急田園都市線「たまプラーザ駅」（約1.5km）
敷 地 面 積 / 延 床 面 積	168,587㎡ / 94,402㎡
開 場 年 月	昭和57（1982）年7月
取 扱 部 門	青果部、水産物部、花き部
用 途 地 域	近隣商業地域
容 積 率 / 建 蔽 率	200% / 80%
高 度 地 区 / 最 高 高 さ	第3種高度地区 / 20m
防 火 ・ 準 防 火 地 域	準防火地域
都 市 施 設	市場（中央卸売市場北部市場）
緑 地 率	10%以上（20%以上の努力義務）
そ の 他	市地域防災計画において「救援物資等の集積拠点」に、県災害時広域受援計画において「広域物資輸送拠点」に指定

4 機能更新を必要とする主な理由

(1) 施設の全体的な老朽化への対応 …①

(2) 時代の変化に伴う消費者ニーズの変化への対応

ア ライフスタイル・世帯構成の変化による、加工・調製・パッケージ済み商品の需要増 …②

イ 食の安全・安心志向の高まりによる、低温管理等、品質管理の需要増 …③

(3) 災害対応拠点(救援物資等集積拠点)としての機能の強化 …④

① 施設の全体的な老朽化への対応

- a 近年の大規模修繕としては、平成29年度から令和3年度(R3は契約額)にかけて実施した『屋上防水工事(約5.4億円)』、平成30年度から令和元年度にかけて実施した『空調機器の更新(約1.4億円)』等がある。
- b 緊急の修繕・補修工事としては、令和元年度に48件・約4.7千万円、令和2年度に36件・約4.5千万円を実施している。
- c 今後も老朽化への対処が必要な主要施設が増加する見込みであり、早期の機能更新の実施が必要である。



R4関連商品売場棟屋上防水工事

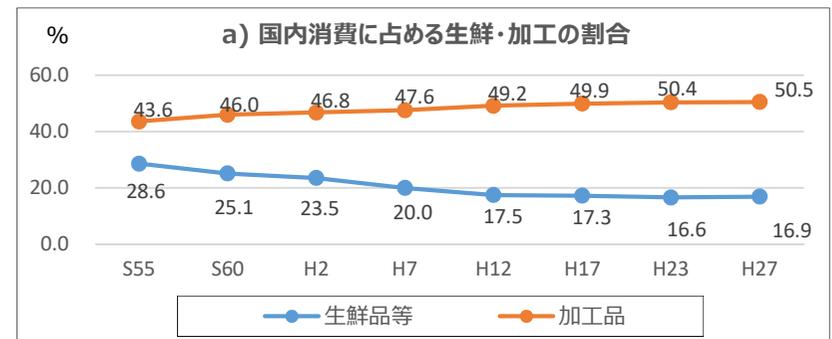
② 加工・調製・パッケージ済みの商品の需要増への対応

- a 国内消費における加工品の占める割合及び中食(*)の市場規模が増加している。
- b その背景の一つとして、単身世帯の割合増などに伴い、家庭内での調理時間が減少し、弁当・総菜など、中食のニーズが高まっていると考えられる。
- c これらのことから、卸売市場においても、中食市場を支える加工・調製、小分け(パッケージ)等への対応が必要と考えられる。



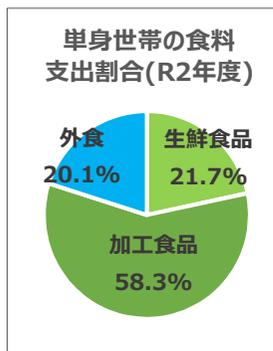
※加工品パッケージイメージ

(※)中食(なかじやく) …弁当などの調理済みの食材を買って持ち帰り、職場や家庭などで食べること。また、その食事のこと。

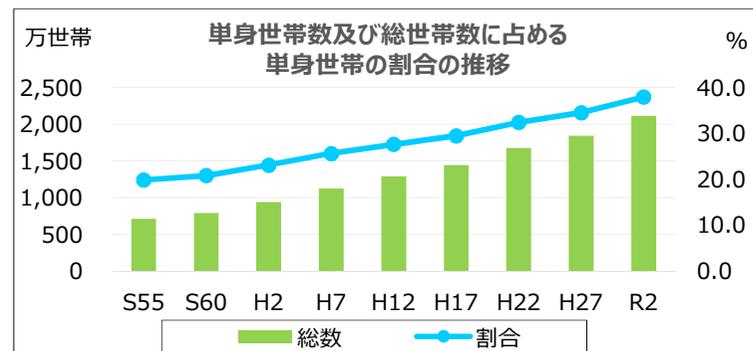


農林水産省「平成27年 農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」より作成

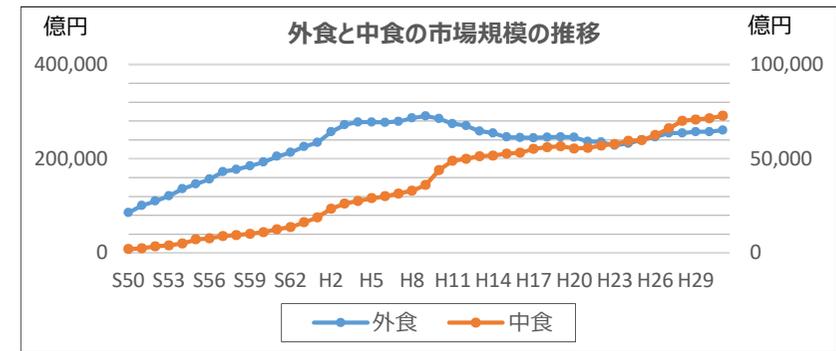
b・c) 単身世帯と中食市場の拡大



総務省「R2家計調査」より



総務省「R2国勢調査」より



(財)食の安全・安心財団「令和2年 外食産業市場規模推移」より作成

③ 低温管理等、品質管理の需要増への対応

- a 食品購入時に「安全性」、「鮮度」等を重視する消費者が多く、量販店等における品質・衛生管理の重要性が高まっている。それらのニーズに合わせ、コールドチェーン(※)に代表される品質管理の向上、食の安全・安心の確保に向けた取組が求められる。
- b 一方、北部市場の現況としては、低温管理等への対応は一部施設のみであり、機能更新を契機に機能強化を図る必要がある。

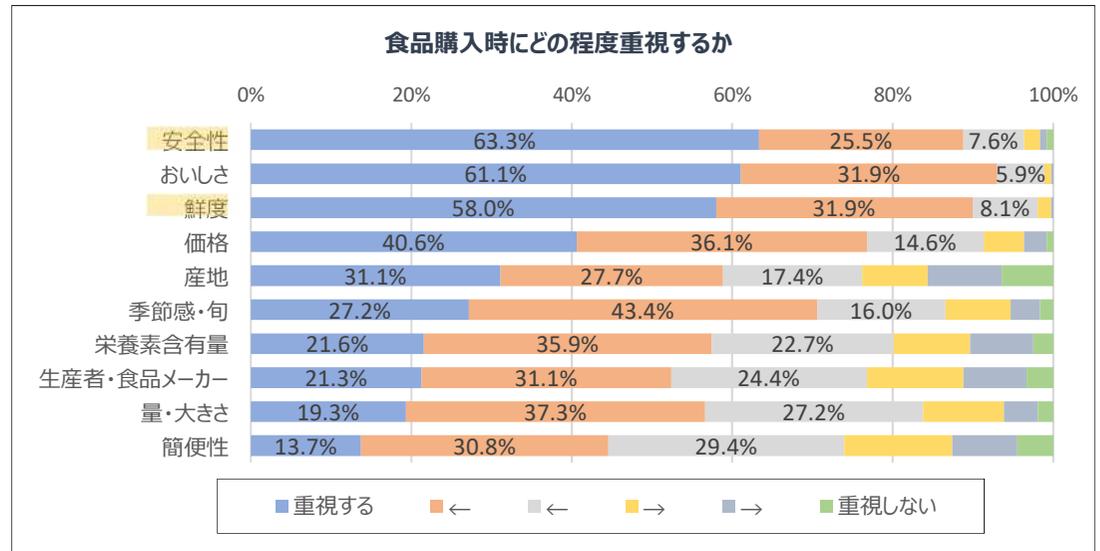
(※)コールドチェーン…低温管理が必要な製品を冷蔵・冷凍した状態で最終消費地まで配送する方式



場内事業者が整備した低温管理設備



青果棟低温卸売場



内閣府食品安全委員会 令和2年度食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」より作成

④ 災害対応拠点(救援物資等集積拠点)としての機能の強化

- a 北部市場は、「大型トラック向けの動線がある」、「荷捌きに必要なフォークリフト等の重機を確保しやすい」、「全国中央卸売市場間の協定により物資を集めやすい」など、災害対応に適した環境等があることから、県・市の救援物資等集積拠点として指定されている。
- b 一方で、現状は集積場所として卸売場を充てることになっており、市場の本来業務に支障をきたすおそれがある。
- c そのため、機能更新を契機に、集積専用スペースの確保を図る等、災害対応拠点としての機能の強化が必要である。
- d なお、市場機能連携エリア(市場規模適正化の結果生じた余剰地)における「救援物資等集積拠点」の確保に向けて、土地の活用手法を検討する可能性がある。



R3総合防災訓練の様子 (左から1～3枚目)



電動フォークリフト、ターレットトラックの車庫

5 機能更新の際に実現すべきこと

- (1) 食品流通拠点・災害対応拠点としての機能の強化 …⑤
- (2) 卸売市場の維持管理・運営の効率化 …⑥
- (3) 卸売市場特別会計の健全化 …⑦

⑤ 食品流通拠点としての機能の強化

a 前項4②③④の機能（加工・調製・パッケージ機能、低温管理機能、災害対応拠点機能）の強化に加え、現在の市場には機能更新を契機に改善・強化が必要な事項がある。

改善・強化が必要な事項（例）

- i 屋根付き荷捌きスペースの不足による路上(青空下)での荷捌き
- ii トラックヤードの不足による路上(通行路)での荷捌き
- iii 水産物部と冷蔵庫棟が離れた場所にあることによる部門間動線の交錯
- iv 業者向け・一般向け駐車場の混在
- v 業者による重機(フォークリフト、ターレー等)と一般向け動線の混在

など

- b 路上での荷捌きは、車両滞留による移動効率・安全性の低下が問題となるほか、衛生管理の面でも適切とは言い難い状況である。また、部門間動線の交錯・重複や、業者・一般の動線の混在は、作業効率の低下に加え、事故発生にもつながる。
- c 機能更新を契機に、機能面における課題を踏まえ、食品流通拠点としての適切な機能強化を図ることが必要がある。



路上(青空下)での荷捌き



路上(通行路)での荷捌き、車両滞留



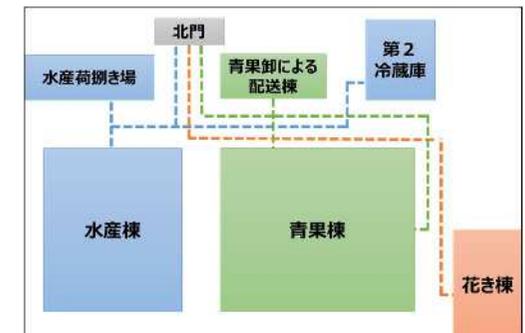
事業者の作業動線と一般歩行動線の混在



事業者・一般の車両動線の混在



業者向け・一般向け駐車場の混在

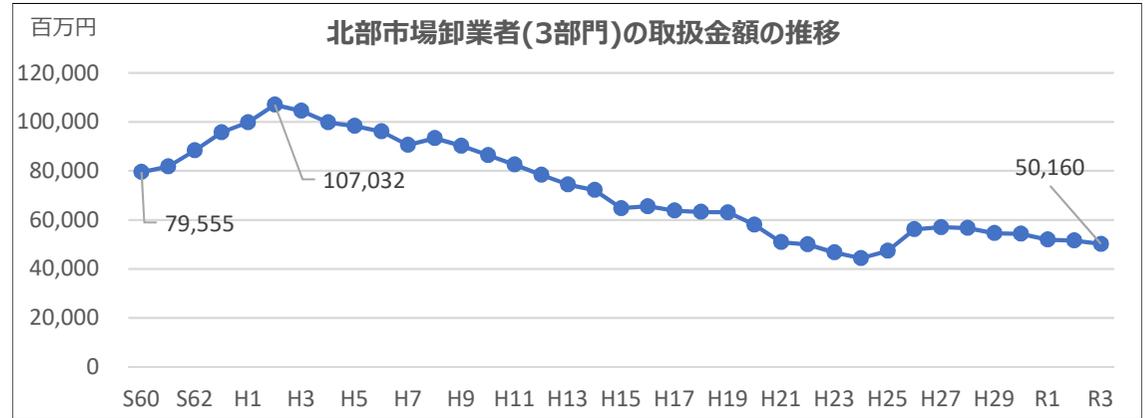


部門間動線の交錯・重複の様子

⑥ 卸売市場の維持管理・運営の効率化

a 北部市場卸業者(3部門)の取扱金額

- i 北部市場の取扱金額の推移は、平成2年以降、場内事業者の再編があった平成25年から26年を除き、低下傾向で推移している。
- ii このことから、市場使用料の減少等に備え、より一層効率的な運営等が必要である。



「川崎市卸売市場年報」より作成

b 北部市場卸業者の部門ごとの取扱量・取扱金額の推移

- i 部門ごとの取扱量のこれまでの中長期的な推移を踏まえ、将来の長期的な取扱量を予測するなどして、市場の整備床面積等を検討することが必要となる。
- ii 取扱量は、将来的に変動することが見込まれるため、機能更新後の一時点の取扱量に基づき施設整備を行うことは、取扱量と施設機能・床面積の不一致を招くことにつながる要因の一つとなりうることから、取扱量の変動(施設規模需要の変動)に、フレキシブルに対応できる手法の検討が必要である。

【青果部】

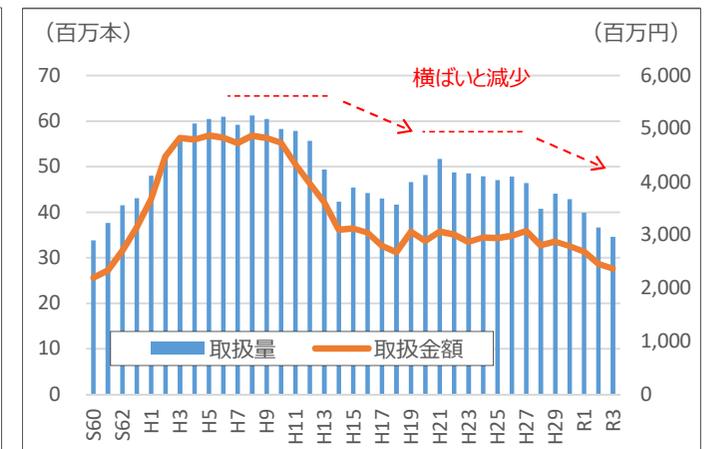
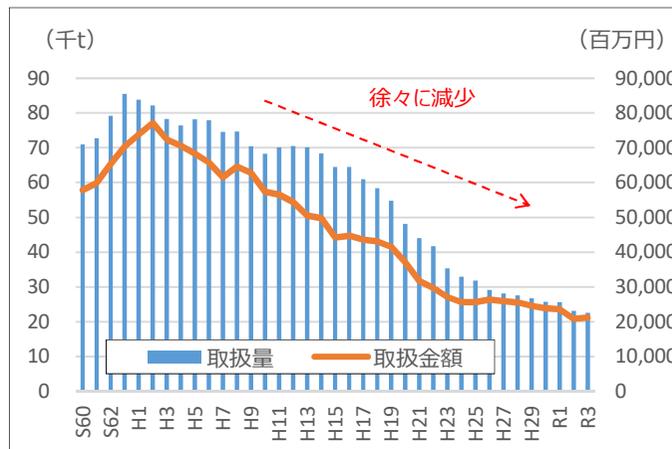
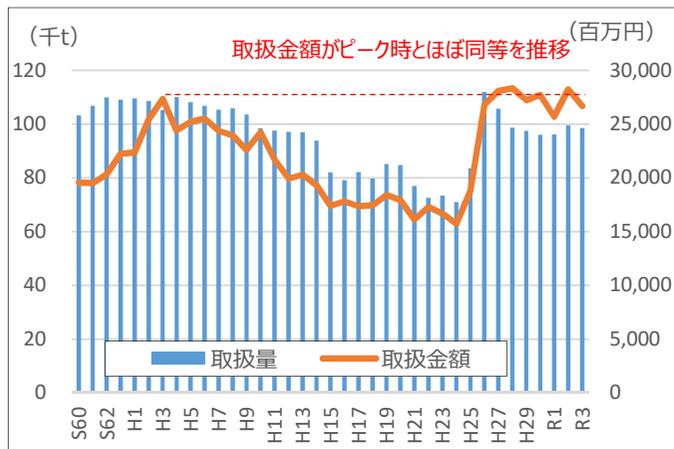
平成25年に卸業者が合併したことにより取扱量が増加し、近年は、取扱金額が平成3年頃のピーク時とほぼ同等で推移している。

【水産物部】

平成2年頃のピーク時以降、取扱量・取扱金額ともに減少が続いている。

【花卉部】

平成3～10年頃のピーク時以降、量・金額ともに減少し、平成14～27年は横ばいが続いたが、近年は再び減少傾向にある。

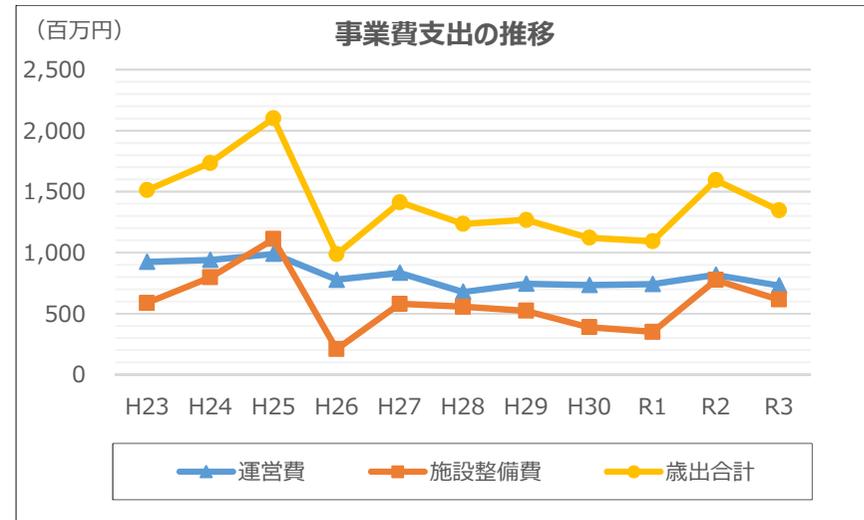
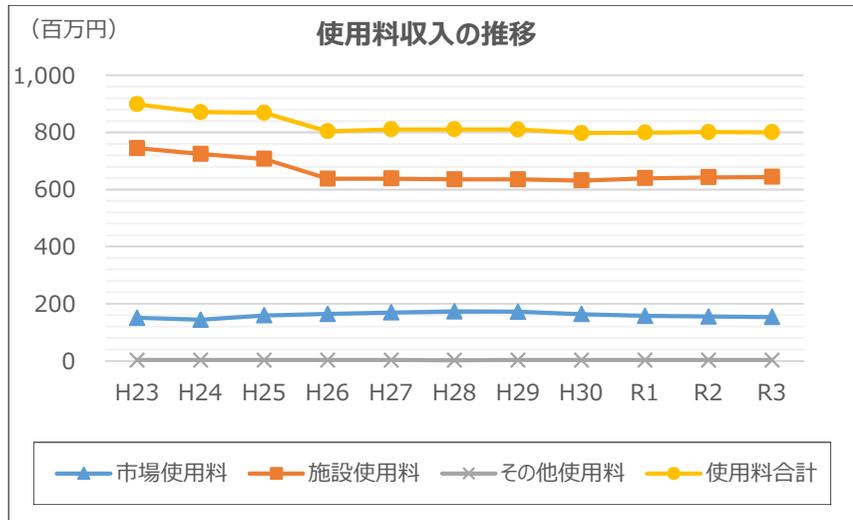


「川崎市卸売市場年報」より作成

⑦ 卸売市場特別会計の健全化

c 卸売市場特別会計の状況（歳入・歳出の推移）

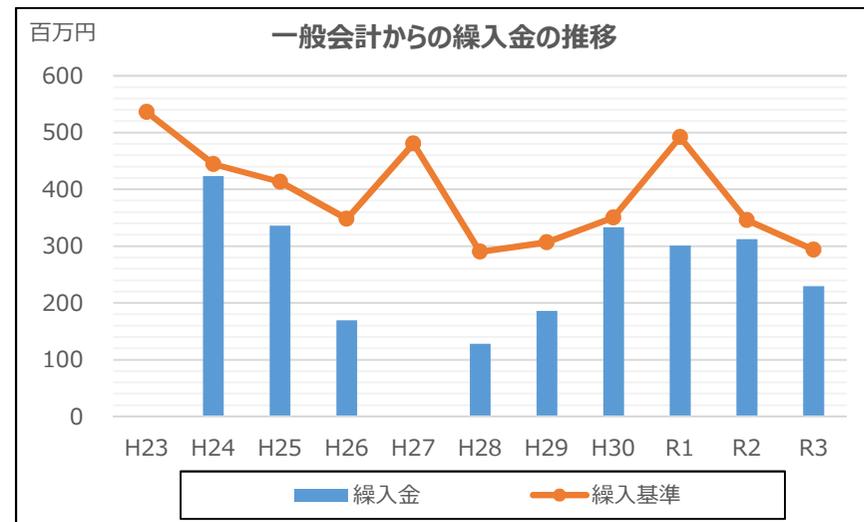
- i 市場使用料収入が減少する一方、年による増減はあるものの、施設老朽化等による恒常的な施設整備費支出がある。
- ii また、老朽化の進展(整備費の増加)に伴い、恒常的に支出が収入を上回る構造となっているため、機能更新を契機として、会計健全化に向けた取組が必要である。



d 一般会計繰入金(※)の推移

- i 南部市場用地の一部売払による収入のあった平成23年、27年以外は、歳入不足による一般会計からの繰入が続いている。
- ii 今後も、施設老朽化等による施設整備に伴い繰入金の増加が懸念されることから、機能更新を契機として、運営の効率化や資産の有効活用による収入増を図るなど、市場会計の健全化に向けた取組を推進する必要がある。

(※) 繰入金とは…地方公営企業等の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、一般会計から特別会計に繰り入れる資金のこと。また、繰入基準とは、総務省が定める、繰入金額を算定する上で対象となる経費とその繰入額の上限のこと。



中央卸売市場北部市場の機能更新に向けた検討について

6 機能更新に向けた検討状況

R1 ① 経営プラン改訂版策定後、市場の機能更新を行う上での民間活用の有効性の調査、整備手法等について簡易な検討を実施

R2 ① 整備内容・事業スキーム、余剰地活用の可能性等について詳細な検討を実施
 a サウンディング調査の実施 (R2.9～12)
 b サウンディング調査の結果を踏まえ、令和3年度中の策定を目指し「北部市場機能更新に係る基本計画(案)」の作成に入る

R3 ① 基本計画案を検討するうえでの、主要課題(取扱量推計・施設規模の考え方、市場機能連携エリア(市場規模適正化で捻出する余剰地)の活用の方向性、整備内容・事業スキーム)について、精査が必要になる
 ② 精査に時間を要することから、基本計画の策定時期を令和3年度から令和4年度へと延伸
 ③ 市議会総務委員会へ検討状況を報告 (R4.3.14)

R4 ① 取扱量推計及び主要市場施設の規模を定めるため、場内事業者とのヒアリングを実施
 ② 今後、市場機能連携エリア(余剰地)の活用の方向性等について、地域自治会等との意見交換を行うとともに、基本計画(案)を実現するための整備手法・事業スキームの精査を継続する

7 基本計画(案)作成にあたっての主要課題

基本計画(案)作成にあたっての現時点における主要課題と検討状況は次のとおり。

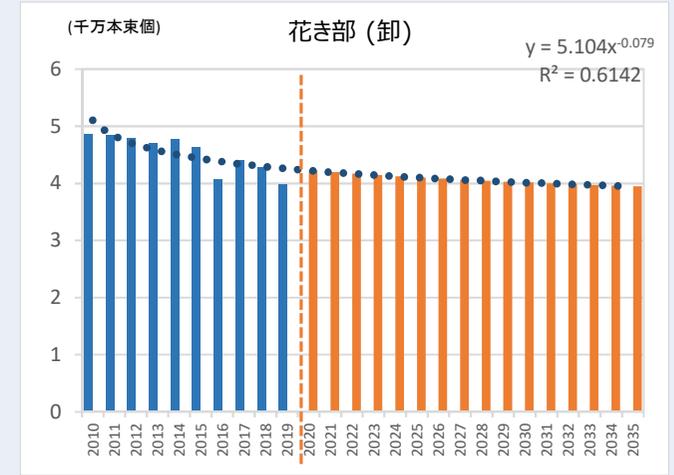
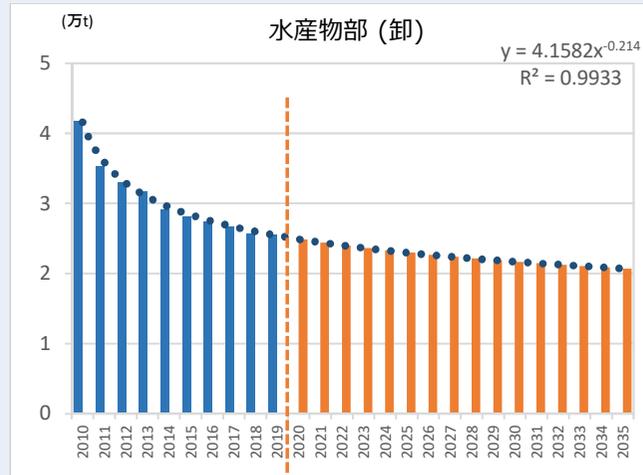
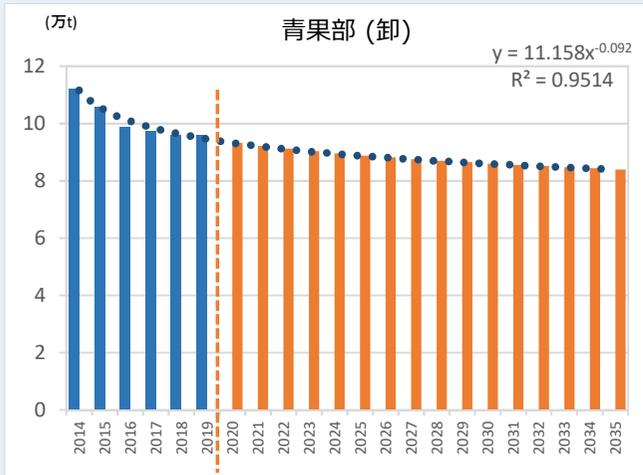
主要課題		検討状況
1	取扱量推計と市場施設規模	ア 将来取扱量の試算を行い、国の算定式に基づき施設規模を算出。 イ その後、場内事業者の施設利用実態、経営計画等を踏まえて補正を実施。 ウ 現時点においては、主要施設(卸売場、仲卸売場、買荷保管・積込所等)の規模を、【現状比の90%(部門ごとの比率：青果部106%、水産物部69%、花き部73%)】と設定している。
2	市場機能連携エリア(余剰地)活用の方向性	ア 市場機能との親和性、立地特性、交通負荷、市場会計健全化に必要な収入等を踏まえながら、用途を複数検討。 イ その結果、市場機能(食品流通機能)の補完・強化に向けた留意点から、「食品流通・加工・配送センター」など、従来の卸売市場の延長線上の使い方を基本としつつ、開発業者等のアイデアを引き出し、地域との親和性の高い機能・用途について、周辺地域への交通等の影響を踏まえながら、活用方法を検討することとした。 ウ また、周辺地域への影響を踏まえるとともに、必要な面積の精査及び状況に応じた交通対策の検討を合わせて行うこととした。 エ 今後、地域自治会等と意見交換を行う予定
3	整備内容・事業スキーム	ア R2サウンディング調査の結果等を踏まえ、整備内容・事業スキームの精査を継続する。 イ 今後、必要に応じ、サウンディング調査時からの意見の時点修正等の確認(再ヒアリング)を行う。

中央卸売市場北部市場の機能更新に向けた検討について

8 取扱量推計と市場施設規模の検討概要

(1) 取扱量推計について

ア 取扱量推計は、卸業者の取扱量実績に基づき回帰分析で算出した後、青果部についてのみ、事業者の経営計画の一定の合理性を踏まえ、10%の上方修正を考えている。
 イ なお、青果部については、卸業者の再編後である2014年～2019年(6年間)における卸取扱量実績に、水産物部及び花き部については、2010年～2019年(10年間)における卸取扱量実績に基づき、2035年までの想定取扱量を算出している。



	2019実績値	2035試算値
青果部	9.62	8.40
水産物部	2.56	2.07
花き部	3.99	3.95



将来推計値	対2019実績比
9.24	96.0%
2.07	80.9%
3.95	99.0%

※単位：青果部、水産物部は万t、花き部は千万本束個

(2) 主要市場施設の規模について

ア 前項で算出した取扱量推計値に、仲卸業者の直荷引き(※1)の量を加え、「市場総流通量」を算出。

イ 国の算定式を参考に、市場総流通量から主要市場施設の面積を算出。

ウ そこに、場内事業者の施設利用実態を踏まえて補正を加えた。

	青果	水産物	花き	合計
現状の施設規模からの増減率(※2)	106%	69%	73%	90%

(※1) 直荷引き…仲卸業者による産地からの直接集荷のこと。旧市場法では、中央卸売市場においては原則禁止(仲卸業者は卸売業者以外の者から買入れて販売してはならない)とされていたが、法改正により取引ルールが市場毎に規定可となった。本市では、実情に合わせた例外規定により直荷引き規制が形骸化している実態を踏まえ、改正法の施行(R2.6)に合わせ、市場業務条例を改正。直荷引きを原則自由とした。なお、直荷引き量の推計は、R2.6に自由化されたことを踏まえ、前年(R1)の卸取扱量実績との割合を用いている。

(※2) 既存定期借地の内、機能更新時に契約期間を残すものについては、維持または別途同等面積を確保する方向で調整を図る。

中央卸売市場北部市場の機能更新に向けた検討について

9 市場機能連携エリア(余剰地)の活用の方向性に係る検討概要

(1) 市場機能連携エリアの活用は、市場機能との親和性、交通利便性の高い立地特性等から、主に食品流通・加工・配送センター、製品系物流・配送センター、商業施設等が考えられるが以下の点に留意して、検討する必要があると考えている。

「市場機能連携エリア」の活用にあたり留意すること(案)

市場機能の補完・強化に資する事業者、市場と施設構造が類似する事業者等の誘致により…

- **市場取扱量の増加**を図る
- 市場側の取扱量変動(施設規模需要の変動)に応じて施設を部分的に融通し合うなど、**施設活用のフレキシビリティ確保**を図る
- 災害等で市場施設が使用不可となった場合の代替利用等、**防災対応拠点機能の更なる強化**を図る など

活用の方向性

『食品流通・加工・配送センター』など、**従来の卸売市場の延長線上の使い方を基本**としつつ、**開発業者等のアイデアを引き出し、地域との親和性の高い機能・用途について、周辺地域への交通等の影響を踏まえながら、活用方法を検討**する。



(2) 併せて、市場機能連携エリアの活用による周辺地域への影響を踏まえるとともに、必要な面積の精査及び状況に応じた交通対策の検討を行う。

10 市民に親しまれる市場化について

- (1) 市場の本来機能の発揮と市民に親しまれる市場化との調和を図る
- (2) 現在より、安全に・気軽に、買い物や食事を楽しめる市場へ
- (3) 食育・花育等の学習、情報発信等の充実

11 長期スケジュール(案)

基本計画の策定期間は「令和4年度内を目指す」としていたが、場内事業者や地域自治会等への説明を丁寧に行うために要する期間の確保を考慮し、令和5年度内の策定とする。



地域自治会等への説明資料

川崎市中央卸売市場北部市場 機能更新(再整備) について



令和4年9月1日

中央卸売市場北部市場の機能更新(再整備)について

1 北部市場の概要

開 場	昭和57(1982)年 7月 (今年で40周年)
位 置	宮前区水沢 1 - 1 - 1
敷地面積	168,587m ² (東京ドーム約3.6個分)
業務内容	生鮮食料品等の流通 (※) 生産地・漁港等から食料品等を集め、市場内取引の過程で『価格形成』を行い、小売店・量販店・飲食店等を通じて消費者に食料品等を供給する
取扱部門	青果、水産物、花き、関連商品
ビジョン	「首都圏における広域的食品流通の拠点」



中央卸売市場北部市場の機能更新(再整備)について

2 卸売市場の役割

(1) 卸売市場の公共性

- 市場は、食品物流拠点であると同時に、商品の「生産者(農家等)」、「仕入れ者(小売店等)」にとっても**重要な役割**を担っている。

立場	与えているメリット
生産者	<ul style="list-style-type: none">『受託拒否の禁止』(*)により、安定的に出荷迅速な決済システムによる早期の資金回収 ⇒ 個別取引にはない安心感を得て、安定的な生産を継続
仕入側	<ul style="list-style-type: none">誰でも仕入先として利用でき、天候や収穫量に左右されず、多種多様な品物を必要数購入できる ⇒ 小規模事業者にとって、自前で配送機能を持たずとも仕入れが整う
双方	<ul style="list-style-type: none">市場を経由することで複数のプロの目利きにより品質や規格にあった値段が自然とつく取引がオープンシステムで行われるため、小売りの寡占化を防止市場を経由することで社会全体での総取引・輸送回数が減りコスト・環境負荷等を削減

※ 「受託拒否の禁止」…卸売業者は、生産者等から販売委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならないというもの。経時変化が著しい生鮮食料品について、規模の大小に関わらず生産者に安定的な販路を提供するとともに、卸売業者の恣意による需給操作(入荷制限)を排除し、適切な価格形成を図るための制度。

(2) 自然災害等による非常時のライフライン

- 食料品等を緊急時・復興時の支援物資として利用**
- 市場には **物資輸送に適した環境が整備されている** (搬送車両、フォークリフト等) など

中央卸売市場北部市場の機能更新(再整備)について

3 機能更新を必要とする主な理由

(1) 施設の全体的な老朽化への対応

(2) 時代の変化に伴う消費者ニーズの変化への対応

ア ライフスタイル・世帯構成の変化による、加工・調製・パッケージ済み商品の需要増

イ 食の安全・安心志向の高まりによる、低温管理等、品質管理の需要増

(3) 災害対応拠点(救援物資等集積拠点)としての機能の強化



主要施設・設備の老朽化が顕著
※R4関連商品売場棟屋上防水工事の様子



首都圏への小規模量販店の進出により、卸売市場にバックヤード機能(加工・調製・パッケージング等)が求められている



低温管理に代表される、品質管理の強化が求められている



北部市場は、県の「広域物資輸送拠点」及び市の「救援物資等集積拠点」の位置付けがある
※R3総合防災訓練の様子

中央卸売市場北部市場の機能更新(再整備)について

4 機能更新の際に実現すべきこと

- (1) 食品流通拠点・災害対応拠点としての**機能の強化**
- (2) 卸売市場の**維持管理・運営の効率化**
- (3) **卸売市場特別会計の健全化**

【具体例】

- ① 消費者ニーズに合わせた、加工・調製・パッケージ、低温管理機能等の充実
- ② 安全性と作業効率に配慮した動線の確保、施設の配置
- ③ 適切なトラックバース・駐車場の配置による荷捌き・配送力の強化
- ④ 救援物資集積専用スペースの設置及び災害時における運搬用重機の確保
- ⑤ 整備から維持管理・運営まで一括発注することによる業務の効率化・円滑化
- ⑥ 市場規模適正化の結果生じた余剰地を「市場機能連携エリア」として活用することによる、市場取扱量の増加及び新たな収入の確保

中央卸売市場北部市場の機能更新(再整備)について

5 市場機能連携エリアについて

市場機能連携エリアの活用は、市場機能との親和性、交通利便性が高い立地特性等から、主に食品流通・加工・配送センター、製品系物流・配送センター、商業施設等が考えられるが以下の点に留意して、検討する必要があると考えている

「市場機能連携エリア」の活用にあたり留意すること(案)

市場機能の補完・強化に資する事業者、市場と施設構造が類似する事業者等の誘致により…

- **市場取扱量の増加**を図る
- 市場側の取扱量変動（施設規模需要の変動）に応じて施設を部分的に融通し合うなど、**施設活用のフレキシビリティ確保**を図る
- 災害等で市場施設が使用不可となった場合の代替利用等、**防災対応拠点機能の更なる強化**を図る など



『食品流通・加工・配送センター』など、**従来の卸売市場の延長線上の使い方を基本としつつ、開発業者等のアイデアを引き出し、地域との親和性の高い機能・用途について、周辺地域への交通等の影響を踏まえながら、活用方法を検討する。**

併せて、市場機能連携エリアの活用による周辺地域への影響を踏まえるとともに、必要な面積の精査及び状況に応じた交通対策の検討を行う。

中央卸売市場北部市場の機能更新(再整備)について

6 公共的機能(救援物資等集積拠点)について

- (1) 県・市から、災害時における救援物資等の集積・輸送拠点に指定
- (2) 現在の北部市場には集積専用のスペースがなく、食品流通の早期復旧を目指す従来業務とバッティングする可能性

強化イメージ

- 機能更新を契機に、集積専用スペースを設置
- 市場機能連携エリアの一部として設置
- 平時における有効活用も検討(有事に即活用するための制限の範囲内で活用)

市場機能連携エリアにおける救援物資等の集積専用スペースの確保に向けて、土地の活用手法について検討する可能性がある

中央卸売市場北部市場の機能更新(再整備)について

7 市民に親しまれる市場化について

- (1) 市場の本来機能の発揮と市民に親しまれる市場化との調和を図る
- (2) 現在より、安全に・気軽に、買い物や食事を楽しめる市場へ
- (3) 食育・花育等の学習、情報発信等の充実



【具体例】

- 安全に配慮した車両・歩行者の動線
- 分かりやすい駐車場の配置、(一般来場者と事業者の) 駐車区分
- 回遊性や統一感のある店舗の配置
- 子供から大人まで、安全に楽しく学べる見学路 など



現在の仲卸売場、駐車場、関連商品売場の様子

中央卸売市場北部市場の機能更新(再整備)について

これまでご説明したイメージやコンセプトは、あくまで検討中のものです。
今後も適宜、皆様への情報提供を行ってまいります。

8 今後の進め方

- ◆ **令和5年度内の『基本計画』策定**を目指し、意見交換・調整
- ◆ 計画策定後、**事業者の公募・選定手続き** (※約1年を想定)
- ◆ 事業者選定後、**環境影響評価、再整備にかかる調査・設計など**
(※約3年半～4年を想定しているが、公募時の提案内容を踏まえて決定する)

着工